

中日本高速道路株式会社 第 8 回 定 時 株 主 総 会

日 時：平成 2 5 年 6 月 2 4 日（月） 午後 1 時開会

場 所：中日本高速道路株式会社 1 4 階会議室

【議 題】

報告事項

1. 第 8 期（2012 年 4 月 1 日から 2013 年 3 月 31 日まで）事業報告、連結計算書類並びに連結計算書類に係る会計監査人及び監査役会の監査結果報告の件
2. 第 8 期（2012 年 4 月 1 日から 2013 年 3 月 31 日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第 1 号議案 剰余金の処分の件
- 第 2 号議案 取締役 2 名の選任の件
- 第 3 号議案 退任役員に対する慰労金の贈呈の件

第 8 期 報 告 書

2012 年 4 月 1 日から
2013 年 3 月 31 日まで

事業報告	P 1
計算書類	P 2 6
貸借対照表	
損益計算書	
株主資本等変動計算書	
個別注記表	
連結計算書類	P 3 5
連結貸借対照表	
連結損益計算書	
連結株主資本等変動計算書	
連結注記表	
会計監査人監査報告書	P 4 7
監査役会監査報告書	P 4 9

中日本高速道路株式会社

事業報告

(2012年4月1日から2013年3月31日まで)

1.企業集団の現況に関する事項

(1)事業の概況

【中央自動車道笹子トンネル上り線における天井板落下事故について】

2012年12月2日、当社が管理する中央自動車道 笹子トンネル上り線において天井板が落下する事故が発生し、9名の方がお亡くなりになり、多くの方々が被害に遭われました。また、事故による通行止めや渋滞によって、お客さまや地域の方々に多大なご迷惑をおかけしました。

お亡くなりになられた方々のご冥福を心からお祈りいたしますとともに、ご遺族の皆さまに対して、深くおわび申し上げます。

また、事故によってお怪我をされた方や、ご迷惑をおかけした皆さまに心からおわび申し上げます。

当社グループ(企業集団)(以下、「当社グループ」と言います。)では、事故発生直後から非常体制をとり、警察・消防と連携して救助活動や避難誘導、被害の拡大防止にあたりました。また、12月3日の国土交通大臣からの指示を受け、被害に遭われた方への真摯な対応、事故の原因究明への協力と再発防止策の徹底、早期の復旧の3点に取り組みました。

ご遺族の方や被害に遭われたお客さまへのご相談やご支援については、12月14日に社内に被害者ご相談室を設置して専任の社員を配置し、鋭意対応にあっております。

事故の原因究明と再発防止については、国土交通省が設置した「トンネル天井板の落下事故に関する調査・検討委員会」(以下、「事故調査・検討委員会」と言います。)や捜査機関の捜査等に全面的に協力するとともに、同様の天井板を有するトンネルの緊急点検及びトンネル内の道路附属物等の一斉点検を実施しました。

事故により通行止めとなった区間の復旧については、2012年12月29日に下り線を用いた対面通行により開通させ、その後、2013年2月8日に、全面復旧が完了しました。

再発防止と今後の更なる安全性の向上については、2012年12月21日に、社内に社長を委員長とする「安全性向上委員会」を設置して「安全性向上に向けた取組み」に取りまとめ、2013年2月1日に国土交通大臣へ報告し、公表しております。

2013年2月12日には、安全に関する取組みについて、当社グループ全体をリードする役割を担うため、社内の安全管理を横断的に担当する社長直轄の組織として安全管理部を設置しました。また、同年2月22日、安全性向上に係る経営上の問題点、安全性向上に向けた具体的施策、「安全性向上に向けた取組み」を具体化した「安全性向上3カ年計画」がより実効性あるものとなるよう、その策定や取組みの進捗状況、成果の検証についてご意見をいただく場として、社外の有識者からなる「安全性向上有識者委員会(以下、「有識者委員会」と言います。))」を設置しました。有識者

委員会は、2013年2月24日に第1回、同年3月26日に第2回、同年5月13日に第3回を開催し、そこでの審議内容、事故調査・検討委員会での審議内容などを踏まえ、2013年度の早期に「安全性向上3カ年計画」を策定します。併せて、有識者委員会での審議を踏まえ、2013年3月11日には、社内に「組織改革諮問委員会」を設置し、今秋を目途に改革計画を策定し、実行することとしています。

私たちは、二度とこのような事故を起こさないという強い決意と深い反省のもと、ご遺族の皆さま、被害に遭われた皆さまに真摯に対応するとともに、事故の原因究明に向けて関係機関と協力しつつ、策定された「安全性向上3カ年計画」に基づき、グループを挙げて再発防止と安全性向上に取り組んでまいります。

平成25年(2013年)3月29日付けで国土交通省から通達された「トンネル内の天井板等の第三者被害防止対策について」の内容を踏まえ、笹子トンネルと同様の構造の天井板を有する中央自動車道恵那山トンネル及び東海北陸自動車道各務原トンネルについては、天井板を撤去すべく関係機関との調整を実施するとともに、当面の対策として監視体制を強化するなど、直ちに再発防止に取り組みました。

また、笹子トンネルの天井板と同様に、接着系ボルトで固定された大型標識等の重量構造物、接着系ボルト以外で固定された天井板等についても、監視を強化する等の、今後の対応方針を決定しました。

なお、平成25年(2013年)5月15日、一部のご遺族から、当社及び当社子会社(中日本ハイウェイ・エンジニアリング東京株式会社)を相手取り、損害賠償請求訴訟が提起されました。当社グループとしては、提訴の有無に関わらず、ご遺族の皆さまに対して、引き続き誠心誠意対応してまいります。

【2012年度の事業の概況】

当連結会計年度におけるわが国の経済は、東日本大震災からの復興需要や個人消費に支えられた回復傾向が徐々に鈍化し、下期に入ると、欧州債務問題の深刻化や中国経済の成長鈍化など世界的な景気減速から、わが国においても2012年7～9月期に実質GDPのマイナス成長を記録しました。

その後、2012年12月の衆議院議員総選挙で政権が交代すると、アベノミクスと総称される経済対策への期待感から、景況感に持ち直しの兆しが見られました。

以上のような状況にあって、当社グループの事業については、2012年4月14日に開通した新東名高速道路が牽引し、交通量、通行料金収入及びサービスエリア店舗売上高は総じて堅調に推移しました。しかし、笹子トンネル天井板落下事故後に復旧作業や緊急点検を実施したこと、冬季には日本海側を中心に前年を上回る豪雪となり管理費が計画を上回ったこと、関連事業においても投資が先行して費用が増加したことなどから、当期は増収減益となりました。

事業別の状況は、以下のとおりです。

(注)事業計画の高速道路事業に係る部分は、高速道路株式会社法第6条の規定に基づき、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」といいます。)と締結した協定(以下「協定」といいます。)の内容に従っています。

(建設事業)

当連結会計年度においては、2012年4月14日に、新東名高速道路 御殿場ジャンクション～三ヶ日ジャンクション間 162km、2012年9月15日に、東海環状自動車道 大垣西インターチェンジ～養老ジャンクション間 6km、2013年3月24日に、紀勢自動車道 紀勢大内山インターチェンジ～紀伊長島インターチェンジ間 10km、2013年3月30日に、首都圏中央連絡自動車道(圏央道) 海老名インターチェンジ～相模原愛川インターチェンジ間 10kmを開通させました。

また、2013年4月14日に、圏央道茅ヶ崎ジャンクション～寒川北インターチェンジ間 5kmを開通させました。

併せて、新東名高速道路 御殿場ジャンクション～三ヶ日ジャンクション間 162kmについては、新東名リーディングプロジェクト(注)において、2009年度から実施中の新東名高速道路のフィールドを活用した実証実験を踏まえ、新東名高速道路への各種サービスの導入を進めました。

(注)国土形成上特に重要な交通基盤施設である新東名高速道路について、現東名高速道路の渋滞緩和といった補完機能にとどめることなく、わが国の最先端技術を活用した道路交通システムや、先進的なサービス・メンテナンスの導入検討、新規休憩施設の展開や周辺地域を含めた開発プロジェクトなどの検討を組織横断的に実施する取組み。

(保全・サービス事業)

当連結会計年度においては、高速道路の長期保全計画のあり方について、社内に設置した有識者による「高速道路ネットワークの長期保全計画に関する検討会」での検討を踏まえ、対症療法的な「事後保全」から「計画保全」への転換を推進する「百年道路」計画を実行するとともに、高速道路の長期保全や更新に関する技術的な検討を行うため、東日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と共同で「高速道路資産の長期保全及び更新のあり方に関する技術検討委員会」を2012年11月1日に設置し、長期保全や更新・補修に関する技術的な検討を行い、2013年4月25日に中間取りまとめを行いました。

また、老朽化した道路構造物などについては、緊急安全点検・補修を実施しました。

災害に強い高速道路づくりとして、BCP(業務継続計画)の継続的な見直しを実施するとともに、休憩施設の防災機能強化の取組みとして、お客さま及び周辺地域の方が一次避難場所として休憩施設を活用できるよう、防災備蓄の整備を進め、併せて国土交通省や陸上自衛隊、関係地方自治体との継続的な連携強化を図りました。

本線渋滞を緩和させるため、東名阪自動車道四日市地区における暫定3車線の運用を、上り線では、2012年12月13日に、下り線では、同年12月19日に開始しました。

ゴールデンウィークなどの交通混雑期においては、渋滞区間の安全対策(渋滞末尾への標識車の配置等)や休憩施設での特設トイレの設置、駐車場での交通整理員の配置、ゴミ清掃の時間延長、料金所での安全対策などを行いました。

次世代高速道路の実現に向けては、ITSスポットを活用した広域な道路情報の提供に加え、リアルタイム情報などの提供による安全運転支援を開始するとともに、渋滞対策への活用方法の検討に着手しました。

また、お客さまの利便性を向上するために、北陸自動車道白山インターチェンジ及び東海環状自動車道五斗蔭パーキングエリアに、スマートインターチェンジを設置しました。また、ETC をご利用のお客さまの増加に対応するためにETCレーンの増設を進めたことにより、ETC利用率は2013年3月に90.6%となりました。

(関連事業)

<サービスエリア事業>

当連結会計年度においては、新東名高速道路 御殿場ジャンクション～三ヶ日ジャンクション間において、13 箇所の商業施設がオープンしました。そのうち、駿河湾沼津サービスエリア、清水パーキングエリア、静岡サービスエリア、浜松サービスエリアの上下線合わせて7 箇所の商業施設においては、新たなブランド「NEOPASA(ネオパーサ)」として、未来を予感させる商業施設を整備し、高速道路の本線やぷらっとパーク(高速道路外からのお客さまにもご利用いただけるように出入口を整備したサービス(パーキング)エリア)から多くのお客さまにご来場していただきました。

このほか、サービスエリアにおいては、高速道路沿線の企業とコラボレーションしたイベントや、フリーマーケットを実施するなど、お客さまのニーズにあった商品提供を行い、地域社会との連携強化や売上向上に努めました。

<旅行業・ウェブ事業>

旅行業については、引き続き高速道路資産を活かした旅行商品として、高速道路の工事現場・管理施設の見学と地域の観光資源を組み合わせた、当社ならではのバスツアーを企画・販売し、高速道路沿線地域への旅行の促進に取り組みました。

また、ウェブ事業においては、料金検索エンジン「ドライブコンパス」と連動したお客さまの目的地周辺の観光・宿泊情報、当社ウェブサイトのコンテンツの充実、新商品の紹介などを行い、魅力を向上させました。

<海外事業>

海外事業については、アジア地域を中心とした有料道路事業への投資を実現すべく現地調査を実施し、各関係機関との協議を進めました。特にベトナムでは、現地の有料道路事業の受注に向けて、先方の政府機関と具体的な事業スキームや資金調達の方法について検討を進めています。一方、コンサルティング業務については、ベトナムで2 件の業務を受注しました。

さらに、海外からの視察を数多く受け入れるなどの積極的な国際交流を通じて、幅広い情報交換ネットワークの構築を進めたほか、国が実施する海外協力事業に社員を派遣するとともに、海外での道路関係会議において日本の高速道路技術を紹介するなど、国際貢献にも力を入れました。

<カードサービス事業>

カードサービス事業については、お客さまのご利用を促進するために、ご利用金額に応じた特産品やボーナスポイントなど新たな特典の追加付与、サービスエリア事業との連携によるサービスエリアご利用時の特典追加及びガスタンションにおける割引サービスなどを行い、会員カードの魅力を向上させました。

また、新たな会員カードとして「イオンNEXCO中日本カード」を発行しました。

【社員の所得税法違反事案について】

2011年10月から12月にかけて、当社の元社員が所得税法違反及び詐欺罪により逮捕・起訴され、2012年4月に有罪判決(懲役4年、罰金3,200万円)が確定しました。当社では、一昨年3月16日、社内に「社員の所得税法違反事案に関連する調査及び再発防止のための委員会」を設置し、所得税法違反・詐欺事案をはじめ、業務プロセス全般についても幅広く調査・検証を行ってききましたが、当該調査結果を2012年9月21日に公表しました。

調査において、当社の元社員による所得税法違反・詐欺事案以外にも、これに関連して工事管理や用地補償に関して不適切な業務処理が行われていた事案が判明しました。

調査結果を踏まえ、関係者についての処分等を行うとともに、再発防止策を取りまとめるうえ調査結果と同時に公表しました。なお、同日、当社社長が国土交通大臣から嚴重注意を受けました。

当社の業務に関連して、このような事案が発生したことは誠に遺憾であり、深くおわび申し上げますとともに、一日も早く国民の皆さまの信頼を回復できるよう、全社をあげて再発防止策の実施の徹底に努めているところです。

【当期の業績】

当連結会計年度における当社グループの業績は、営業収益が1,681,015百万円(前期比181.9%増)、営業利益が6,387百万円(前期比27.6%減)、経常利益が8,038百万円(前期比19.9%減)、当期純利益が4,352百万円(前期比36.5%減)となりました。

次に、当社個別の業績ですが、営業利益は、1,094百万円(前期比77.6%減)となりました。このうち、高速道路事業営業損失は、「協定」で取り決めた道路資産賃借料を差し引いた後、2,536百万円となりました。関連事業営業利益は、道路休憩所(サービスエリア)事業を中心に3,631百万円となりました。以上により、税引前当期純利益は2,154百万円(前期比58.9%減)、当期純利益は583百万円(前期比73.0%減)となりました。

営業収益の大幅な増加は、新東名高速道路の開通に伴い道路資産完成高を計上したことによるものです。ただし、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第51条第2項ないし第4項の規定に基づき機構に帰属する道路資産の完成は、道路資産完成原価と同額を道路資産完成高として計上するため、損益に影響しません。

なお、当連結会計年度における通行料金収入は497,331百万円(同4.3%増)でした。

(2)設備投資等の状況

当社グループの行う高速道路の新設、改築、修繕または災害復旧の結果生じた道路資産は、当社の連結計算書類及び計算書類において「仕掛道路資産」勘定(流動資産)に計上されますが、道路整備特別措置法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、当該高速道路の工事完了時などにおいては機構に帰属することとなり、かかる機構への帰属以降は当社の資産としては計上されないこととなります。また、機構に帰属した道路資産は、日本道路公団等民営化関係法施行法第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い機構が日本道路公団から承継した道路資産と併せ、協定に基づき当社が機構から借り受けます。この機構から当社が借り受ける道路資産は、当社の資産としては計上されません。

当連結会計年度における設備投資総額は29,321百万円です。

なお、当連結会計年度に機構に帰属した道路資産の総額は1,127,926百万円です。

【高速道路事業】

高速道路事業では、当連結会計年度に18,202百万円の設備投資を行いました。主要な設備投資は以下のとおりです。

- ・新東名高速道路 御殿場ジャンクション～三ヶ日ジャンクション間 162km、東海環状自動車道 大垣西インターチェンジ～養老ジャンクション間 6km、紀勢自動車道 紀勢大内山インターチェンジ～紀伊長島インターチェンジ間 10km、首都圏中央連絡自動車道(圏央道) 海老名インターチェンジ～相模原愛川インターチェンジ間 10kmの開通に伴う料金徴収施設の新設(4開通区間のインターチェンジにおけるETC等92レーン及びトールゲートの新設)
- ・ETCレーン増設計画に基づき、ETCレーンを伊勢湾岸自動車道湾岸弥富インターチェンジをはじめとする17料金所に22レーン増設
- ・ETCレーンでのトラブルの削減に向け、ETCカード未挿入による停止処理を防止するための「お知らせアンテナ」を名古屋第二環状自動車道大治北インターチェンジをはじめとする22箇所に新設

【関連事業】

関連事業では、サービスエリア事業において、当連結会計年度に8,347百万円の設備投資を行いました。主要な設備投資は以下のとおりです。

- ・新東名高速道路におけるサービスエリアの新設工事(13箇所)

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の道路建設事業資金に充てるため、次のとおり社債を発行するとともに、3月には12金融機関から借入れを行い、総額340,000百万円を調達しました。また、関連事業資金に充てるため、3月に4,000百万円を調達しました。なお、社債については、株式会社格付投資情報センターよりAA+、ムーディーズ・ジャパン株式会社からAa3の格付を取得しています。

内訳については、以下のとおりです。

種別	発行日 (借入日)	発行額 (借入額)
社債		
第40回社債(4年債)	2012年5月23日	40,000百万円
第41回社債(7年債)	2012年5月23日	20,000百万円
第42回社債(10年債)	2012年5月23日	40,000百万円
第43回社債(5年債)	2012年9月20日	30,000百万円
第44回社債(7年債)	2012年9月20日	15,000百万円
第45回社債(10年債)	2012年9月20日	35,000百万円
第46回社債(5年債)	2012年11月9日	60,000百万円
第47回社債(5年債)	2013年3月19日	50,000百万円
第48回社債(10年債)	2013年3月19日	20,000百万円
社債計		310,000百万円
長期借入金		
長期借入金(3年) 株式会社みずほコーポレート銀行他11金融機関	2013年3月21日	30,000百万円
長期借入金(1年超) 株式会社三井住友銀行	2013年3月25日	4,000百万円
長期借入金計		34,000百万円
合計		344,000百万円

(注)2013年5月21日に、第49回社債(5年債、発行額70,000百万円)を発行しました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、5カ年の経営計画を策定して事業を推進しています。経営計画は、毎年度、経営環境の変化を反映して見直しています。

2012年度に策定した経営計画に基づいて、現在実施している主な施策は以下のとおりです。

なお、経営計画については、例年3月下旬頃に策定、4月に公表を行っているところですが、2013年度においては、前述の「安全性向上に向けた取組み」及び「安全性向上3カ年計画」の内容、事故調査・検討委員会の審議及び有識者委員会の意見、並びに高速道路3会社で設置した「高速道路資産の長期保全及び更新のあり方に関する技術検討委員会」の検討結果などを受けて、内容の見直しを行ってまいります。

【基本施策】

I すべてのステークホルダーの皆さまに感動と満足を

～お客さま第一の徹底、地域との連携、ステークホルダーコミュニケーションの充実～

- ①「安全・安心・快適」にご利用いただける高速道路空間を創出します。
- ②お客さまの期待を超え、感動を呼ぶサービスを提供します。
- ③お客さまの期待に応える事業活動とあわせて、ステークホルダーの皆さまとのコミュニケーションを大切にされた広報・渉外活動を積極的に展開し、感動と信頼のNEXCO中日本ブランドを構築します。
- ④社会の期待やニーズの変化に的確に対応し、本業を通じてCSRを実践します。
- ⑤社員のモチベーションを高め、働きがいのある職場をつくります。
- ⑥「高い倫理観に根ざした企業文化」を醸成します。
- ⑦公正・透明な手続きのもと、適切な調達を実施します。
- ⑧低利で安定的な資金調達を行います。

II 飛躍へのたゆまぬ挑戦

- ①イノベーションを加速し、新たな事業領域に挑戦します。
- ②「世界をリードする高速道路システム」を展開します。
- ③世界的水準の技術開発を推進します。
- ④変革への強い意志を持った人材を育成します。
- ⑤グループ総合力を強化し、グループ経営の活性化・効率化を推進します。

【高速道路事業施策】

- ①新規ネットワークの構築を進めるべく、2017年度までに、155kmの高速道路を新たに開通させます。また、料金徴収期間が満了する道路を適切に国へ引き継ぎます。
- ②「百年道路」計画や災害に強い高速道路づくりを推進し、お客さまに安全で安心してご利用いただける高速道路空間を提供します。
- ③快適な高速道路空間とサービスを提供するため、付加車線の設置などの渋滞対策や営業中

の高速道路の機能強化・利便性向上のため、スマートインターチェンジの着実な整備を進めます。

- ④ITS技術の導入などにより、世界をリードする高速道路システムを展開します。
- ⑤設計段階における道路構造の見直しや、工事段階での新技術や新工法の採用などにより、一層のコスト削減を促進します。
- ⑥アウトカム指標を用いた事業目標を設定します。

【関連事業施策】

- ①お客さまに感動していただけるサービスエリアを創造します。
- ②サービスエリアを通じて地域の発展や環境保全に貢献します。
- ③サービスエリアの機能を拡充し、事業の拡大・成長を追求します。
- ④お客さまに高速道路をより楽しくご利用いただくためのサービスとして、旅行業やカードサービス事業などを推進します。
- ⑤海外において積極的に事業を展開します。

当社グループでは、中央自動車道笹子トンネル上り線における天井板落下事故という、決してあってはならない事故が発生してしまった事実を厳粛かつ深刻に受け止め、深い反省のもと、ご遺族の皆さま、被害に遭われた皆さまに真摯に対応するとともに、策定された「安全性向上3カ年計画」に基づき、徹底した再発防止と安全性向上に取り組んでまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 当社グループの財産及び損益の状況

区分 \ 期別	2009年度 第5期 (2009年4月1日 ～2010年3月31日)	2010年度 第6期 (2010年4月1日 ～2011年3月31日)	2011年度 第7期 (2011年4月1日 ～2012年3月31日)	2012年度 第8期 (当連結会計年度) (2012年4月1日 ～2013年3月31日)
営業収益	581,502 百万円	659,296 百万円	596,306 百万円	1,681,015 百万円
経常利益	10,963 百万円	11,122 百万円	10,041 百万円	8,038 百万円
当期純利益	5,540 百万円	6,547 百万円	6,856 百万円	4,352 百万円
1株当たり当期純利益	42円61銭	50円36銭	52円74銭	33円48銭
総資産	1,491,720 百万円	1,653,647 百万円	1,991,602 百万円	1,183,994 百万円

②当社の財産及び損益の状況

区分	期別 2009年度 第5期 (2009年4月1日 ～2010年3月31日)	2010年度 第6期 (2010年4月1日 ～2011年3月31日)	2011年度 第7期 (2011年4月1日 ～2012年3月31日)	2012年度 第8期 (当事業年度) (2012年4月1日 ～2013年3月31日)
営業収益	562,702 百万円	634,845 百万円	568,704 百万円	1,648,695 百万円
経常利益	4,939 百万円	7,166 百万円	5,659 百万円	2,182 百万円
当期純利益	1,736 百万円	3,753 百万円	2,157 百万円	583 百万円
1株当たり当期純利益	13円 35銭	28円 87銭	16円 59銭	4円 48銭
総資産	1,481,628 百万円	1,641,185 百万円	1,972,311 百万円	1,163,081 百万円

(6) 重要な子会社の状況 (2013年3月31日現在)

1) 重要な子会社の状況

番号	名称	住所	資本金	議決権比率	主要な事業内容
①	中日本エクシス株式会社	名古屋市 中区	45 百万円	100%	当社が保有する高速道路の休憩施設における飲食・物販・不動産賃貸業
②	中日本エクストール横浜株式会社	横浜市 西区	100 百万円	100%	東京支社及び八王子支社管内の高速道路の料金收受業務
③	中日本エクストール名古屋株式会社	名古屋市 中区	100 百万円	100%	名古屋支社及び金沢支社管内の高速道路の料金收受業務
④	中日本ハイウェイ・パトロール東京株式会社	東京都 新宿区	50 百万円	100%	東京支社及び八王子支社管内の高速道路の交通管理業務
⑤	中日本ハイウェイ・パトロール名古屋株式会社	名古屋市 中区	50 百万円	100%	名古屋支社及び金沢支社管内の高速道路の交通管理業務
⑥	中日本ハイウェイ・エンジニアリング東京株式会社	東京都 新宿区	90 百万円	100% (19.7%)	東京支社及び八王子支社管内の高速道路の保全点検業務

⑦	中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋株式会社	名古屋市 中区	90 百万円	100% (18.7%)	名古屋支社及び金沢支社管内の 高速道路の保全点検業務
⑧	中日本ハイウェイ・メンテナンス東名株式会社	東京都 港区	30 百万円	88.7% (5.5%) [11.2%]	東京支社管内の高速道路の維持 修繕業務
⑨	中日本ハイウェイ・メンテナンス中央株式会社	東京都 八王子市	50 百万円	100%	八王子支社管内の高速道路の維持 修繕業務
⑩	中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋株式会社	名古屋市 中区	45 百万円	100%	名古屋支社管内の高速道路の維持 修繕業務
⑪	中日本ハイウェイ・メンテナンス北陸株式会社	石川県 金沢市	50 百万円	100%	金沢支社管内の高速道路の維持 修繕業務
⑫	NEXCO中日本サービス株式会社	名古屋市 中区	75 百万円	100%	不動産関連事業、人材派遣事業、 社屋管理等事業、お客様窓口 関連事業、研修人材開発事業 及び売店運営事業
⑬	中日本高速技術マーケティング株式会社	名古屋市 中区	10 百万円	100%	製品の販売・開発、コンサルティング 事業
⑭	株式会社エイチ・アール横浜	横浜市 西区	35 百万円	100% (100%)	高速道路の休憩施設における売 店運営事業
⑮	株式会社グランセルセイワサービス	名古屋市 中区	20 百万円	56.0% (56.0%) [16.1%]	高速道路の休憩施設における売 店運営事業
⑯	中日本ロード・メンテナンス東海株式会社	名古屋市 中区	30 百万円	51.0% (51.0%)	名古屋支社管内の高速道路の維持 修繕業務
⑰	中日本高速オートサービス株式会社	愛知県 一宮市	20 百万円	100% (100%)	高速道路の維持管理車両の車両 管理業務
⑱	中日本ハイウェイ・アドバンス株式会社	東京都 港区	30 百万円	100% (100%)	高速道路の休憩施設における自 動販売機事業及び飲食事業

⑱	中日本ロード・メンテナンス静岡株式会社	静岡県 磐田市	20 百万円	51.0% (51.0%)	東京支社管内の高速道路の維持 修繕業務
⑳	中日本ロード・メンテナンス東京株式会社	横浜市 緑区	62 百万円	51.6% (51.6%) [9.6%]	東京支社管内の高速道路の維持 修繕業務
㉑	合同会社 NEXCO 中日本インベストメント	名古屋市 中区	10 百万円	100%	不動産事業、国内外のインフラ事 業等への出資

(注)1. 議決権比率の()内は、間接所有割合で内数であり、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 議決権比率の[]内は、緊密な者又は同意している者の所有割合で外数であり、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 2012年4月2日付で、サービスエリアにおける自動販売機事業及び飲食事業を専門的に実施する会社として、中日本エクシス株式会社(連結子会社)が中日本ハイウェイ・アドバンス株式会社を100%出資子会社として設立しております。(番号⑱)

4. 2012年4月4日付で、当社が行う高速道路の維持修繕業務について、合理的に実施することを目的として、中日本ハイウェイ・メンテナンス東名株式会社(連結子会社)が中日本ロード・メンテナンス静岡株式会社の株式を取得し、連結子会社としております。(番号⑲)

5. 2012年4月9日付で、当社が行う高速道路の維持修繕業務について、合理的に実施することを目的として、中日本ハイウェイ・メンテナンス東名株式会社(連結子会社)が東京ロードメンテナンス株式会社の株式を取得し、連結子会社としております。なお、東京ロードメンテナンス株式会社は、2012年7月2日に中日本ロード・メンテナンス東京株式会社に商号を変更しました。(番号⑳)

6. 2012年10月31日付で、不動産事業、国内外のインフラ事業等への出資等を行うことを目的として合同会社NEXCO 中日本インベストメントを100%出資子会社として設立しております。(番号㉑)

7. 中日本ハイウェイ・メンテナンス北陸株式会社は、当社が行う高速道路の維持修繕業務について、合理的に実施することを目的として、2013年5月20日に関連会社である株式会社アステックの株式を取得し、子会社としております。

2) 重要な関連会社の状況

番号	名称	住所	資本金	議決権比率	主要な事業内容
①	北陸高速道路ターミナル株式会社	石川県 金沢市	1,156 百万円	26.7% (2.3%) [0.9%]	トラックターミナル、貨物保管施設及びこれに附帯する施設の建設、管理並びに賃貸事業

②	株式会社NEXCO システムズ	東京都 台東区	50 百万円	33.3%	料金計算等の基幹システムの 運用管理事業
③	株式会社高速道路 総合技術研究所	東京都 町田市	45 百万円	33.3%	高速道路技術に関する調査・ 研究及び技術開発事業
④	株式会社NEXCO 保険サービス	東京都 千代田区	15 百万円	33.3%	保険代理事業
⑤	ハイウェイ・トール・シ ステム株式会社	東京都 中央区	75 百万円	24.0% (7.8%) [7.8%]	料金收受機械の保守事業及び ETCの保守事業
⑥	日本高速道路インタ ーナショナル株式会 社	東京都 千代田区	499 百万円	28.6%	海外の高速道路の新設、改築、 維持、修繕、管理、その他道路 に関する事業
⑦	中日本施設管理株 式会社	東京都 中野区	30 百万円	49.0% (49.0%)	高速道路等の付帯設備に関す る保守、管理事業
⑧	日本ロード・メンテナ ンス株式会社	東京都 港区	100 百万円	15.0% (15.0%)	東京支社及び名古屋支社管内 の高速道路の維持修繕業務
⑨	株式会社東京ハイウ エイ	東京都 千代田区	86 百万円	15.0% (15.0%)	東京支社管内の高速道路の維 持修繕業務
⑩	中日本ロード・メンテ ナンス中部株式会社	名古屋市 中村区	45 百万円	35.6% (35.6%) [9.9%]	名古屋支社管内の高速道路の 維持修繕業務
⑪	NHS名古屋株式会 社	名古屋市 千種区	20 百万円	33.5% (33.5%)	名古屋支社管内の高速道路の 維持修繕業務
⑫	ティーシーメンテナ ンス株式会社	長野県 松本市	20 百万円	33.4% (33.4%)	八王子支社管内の高速道路の 維持修繕業務
⑬	株式会社高速保全	東京都 八王子市	30 百万円	33.3% (33.3%)	八王子支社管内の高速道路の 維持修繕業務
⑭	株式会社アステック	石川県 白山市	75 百万円	33.2% (33.2%) [6.8%]	金沢支社管内の高速道路の維 持修繕業務

(注)1.議決権比率の()内は間接所有割合で内数であり、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

2.議決権比率の[]内は、緊密な者又は同意している者の所有割合で外数であり、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、1都11県の高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理及びこれらに関連する、以下の事業を実施しています。

【高速道路事業】

新東名高速道路をはじめとする9路線 327kmの建設を行う建設事業及び東名高速道路をはじめとする営業中の 23 路線 1,944km の改築、維持、修繕その他の管理を行う保全・サービス事業を実施しています。

【関連事業】

サービスエリア事業、旅行業、ウェブ事業、海外事業、カードサービス事業などを実施しています。

(8) 主要な営業所(2013年3月31日現在)

① 当社の主要な事業所

本社 (愛知県名古屋市)

支社など

東京支社(東京都港区)

名古屋支社(愛知県名古屋市)

八王子支社(東京都八王子市)

金沢支社(石川県金沢市)

工事事務所 13 箇所、保全・サービスセンター24 箇所

ベトナム事務所

② 重要な子会社の本店所在地

10 ページから 13 ページ「(6) 重要な子会社の状況」に記載のとおりです。

(9) 従業員の状況(2013年3月31日現在)

① 当社グループの従業員の状況

事業の種類別	従業員数
高速道路事業	8,435 (1,474) 人
サービスエリア事業	514 (598) 人
その他(関連)事業	81 (1) 人
全社(共通)	346 (0) 人
合計	9,376 (2,073) 人

(注) 従業員数は、就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は、会計期間の平均人員を()内に外数で記載しています。

②当社の従業員の状態

従業員数	平均年齢	平均勤続年数
2,053 人	41.7 歳	18.7 年

- (注) 1. 従業員数は、就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は従業員数の 100 分の 10 未満であるため記載を省略しています。
2. 平均勤続年数は、日本道路公団における勤続年数を通算した年数を示しています。

(10) 主要な借入先及び借入額(2013年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	16,059 百万円
株式会社みずほコーポレート銀行	15,680 百万円
農林中央金庫	14,836 百万円
株式会社三菱東京 UFJ 銀行	12,753 百万円
信金中央金庫	11,504 百万円

(注) 借入金残高については、単位未満切捨で記載しています。

2.会社の株式に関する事項

(1)株式の状況(2013年3月31日現在)

①会社が発行する株式の総数 520,000,000 株

②発行済株式の総数 普通株式 130,000,000 株

③株主数 2名

④大株主の状況

株主名	当社への出資状況	
	持株数	議決権比率
国土交通大臣	129,940,882 株	99.95%
財務大臣	59,118 株	0.05%

3.新株予約権等に関する事項

特に記載すべき事項はありません。

4.会社役員に関する事項

(1)取締役及び監査役の氏名等 (2013年3月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
川口 文夫	取締役会長	中部電力株式会社 相談役 中部日本放送株式会社 社外監査役 日本郵船株式会社 社外監査役 名古屋鉄道株式会社 社外監査役 一般社団法人中部経済連合会 名誉会長
金子 剛一	代表取締役社長 最高経営責任者(CEO)兼グループCEO 最高執行責任者(COO)兼グループCOO 監査部、安全管理部、業務改革推進部、環境・技術部、事業創造部担当	
吉川 良一	代表取締役 専務執行役員 保全・サービス事業本部長	
中山 啓一	取締役 常務執行役員 総務本部長	
高松 隆久	取締役 常務執行役員 関連事業本部長	
廣瀬 輝	取締役 常務執行役員 建設事業本部長	
小室 俊二	取締役 常務執行役員 企画本部長	
伊藤 孝一郎	常勤監査役	
田宮 道衛	常勤監査役	
神尾 隆	監査役	東和不動産株式会社 相談役
富山 和彦	監査役	株式会社経営共創基盤 代表取締役CEO オムロン株式会社 社外取締役 ぴあ株式会社 社外取締役 株式会社朝日新聞社 社外監査役

- (注)1. 川口文夫氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
2. 川口文夫氏は、中部電力株式会社代表取締役社長、同社代表取締役会長、一般社団法人中部経済連合会会長など要職を歴任されており、企業経営及び財界活動における幅広い経験と知見を有するものです。
3. 伊藤孝一郎氏、神尾隆氏及び富山和彦氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
4. 伊藤孝一郎氏は、矢作建設工業株式会社取締役専務執行役員、同社常勤監査役を歴任するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。
5. 神尾隆氏は、東和不動産株式会社の相談役であり、同社の代表取締役社長、トヨタ自動車株式会社専務取締役を歴任するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。
6. 富山和彦氏は、株式会社経営共創基盤代表取締役CEOであり、株式会社産業再生機構代表取締役専務 COO 在任中に数多くの企業再生支援に携わるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。
7. 2012年6月27日開催の第7回定時株主総会の終結の時をもって、監査役高橋達治氏は辞任により退任しました。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区分	取締役		監査役		計	
	支給 人員	支給額	支給 人員	支給額	支給 人員	支給額
定款または株主総会決議に基づく報酬	6名	107,621,986円	5名	41,890,000円	11名	149,511,986円

(注)1. 創立総会決議による報酬限度額は次のとおりです。

取締役 年額 200百万円以内 (2005年9月28日創立総会決議)

監査役 年額 70百万円以内 (2005年9月28日創立総会決議)

2. 上記支給額のほか、2012年6月27日開催の定時株主総会決議に基づき、退任監査役1名に支払った役員退職慰労金として、9,212,308円があります。
3. 上記支給額のほか、当事業年度に係る役員退職慰労引当金10,801,856円(取締役5名7,725,229円、監査役4名3,076,627円)を計上しております。
4. 監査役の報酬支給人員には、当期中に退任した監査役1名が含まれています。

(3) 社外役員に関する事項

①各社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	川口 文夫	当事業年度開催の取締役会 9 回のうち 8 回に出席し、必要に応じ、経営全般について発言を行っています。
監査役	伊藤 孝一郎	当事業年度開催の取締役会 15 回のうち 15 回に、また監査役会 16 回のうち 16 回に出席し、必要に応じ、経営全般について発言を行っています。
監査役	神尾 隆	当事業年度開催の取締役会 15 回のうち 15 回に、また監査役会 16 回のうち 16 回に出席し、必要に応じ、経営全般について発言を行っています。
監査役	富山 和彦	当事業年度開催の取締役会 15 回のうち 8 回に、また監査役会 16 回のうち 11 回に出席し、必要に応じ、経営全般について発言を行っています。

(注)川口文夫氏については、当事業年度中に開催された取締役会のうち、2012年9月14日の取締役就任後に開催されたもののみを対象としております。

②各社外役員の法令違反等に対する対応の概要

2011年10月から12月にかけて、当社の元社員が所得税法違反及び詐欺罪により逮捕・起訴され、その後有罪判決を受けました。当社では、一昨年3月、社内に「社員の所得税法違反事案に関連する調査及び再発防止のための委員会」を設置し、所得税法違反・詐欺事案をはじめ、業務プロセス全般についても幅広く調査・検証を行ってきたところ、当社の元社員による所得税法違反・詐欺事案以外にも、工事管理や用地補償に関して不適切な業務処理が行われていた事案が判明しました。

また、2012年12月2日に発生した中央自動車道笹子トンネル上り線における天井板落下事故に関して、国土交通大臣から指示のあった、被害に遭われた方への真摯な対応、事故の原因究明への協力と再発防止策の徹底、早期の復旧について、鋭意実施するとともに、「安全性向上3カ年計画」の策定に向けて、作業を進めております。

上記の社外取締役及び社外監査役3氏は、取締役会及び監査役会において、従来からコンプライアンス及びリスク管理の視点で様々な提言を行っており、これらの件についても、原因究明や再発防止の観点から今後取り得るべき対応策等についてそれぞれの見地から、適宜、意見を述べています。

③責任限定契約の内容の概要

区分	氏名	概要
監査役	神尾 隆	当社と会社法第427条第1項の規定に基づく責任限定契約を締結しており、当該契約に定める損害賠償限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。
監査役	富山 和彦	当社と会社法第427条第1項の規定に基づく責任限定契約を締結しており、当該契約に定める損害賠償限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。

(4) 社外役員報酬等の総額

区分	取締役		監査役		計	
	支給 人員	支給額	支給 人員	支給額	支給 人員	支給額
定款または株主総会 決議に基づく報酬	---	-----	3名	25,145,000円	3名	25,145,000円

(注)1.上記支給額のほか、当事業年度に係る役員退職慰労引当金 2,051,833 円を計上しております。

5.会計監査人に関する事項

(1)名称

新日本有限責任監査法人

(2)報酬等の額

①当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額

1)公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	72,000千円
2)公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	150千円
合 計	72,150千円

(注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的に区分できないため、上記1)の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を含めております。

また、社債発行に係るコンフォートレター作成業務の報酬の額(当会計年度6,000千円)を含めております。

2. 上記2)の業務の内容は、コンプライアンスに関する講演会についての対価を支払っております。

②当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の額 81,150千円

(3)解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とします。

6.業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容

当社が「業務の適正を確保するための体制に関する基本方針」として取締役会で決議した事項は、次のとおりです。(最終改正:2010年10月7日)

本方針に基づく適正な業務執行体制が確保されているか確認を行うため、毎年定期的に取り締役会に業務の実施状況を報告しております。

①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役をはじめ、すべての役員及び社員一人ひとりが高い理念と規範に基づき行動することを認識し、さまざまな局面で実践すべき指針として「中日本高速道路グループ倫理行動規範」を定めるとともに、外部有識者を主体とする人事・倫理委員会を設置し、高度な倫理観確立のための体制・制度の整備や当社に重大な影響を及ぼすおそれのあるコンプライアンス上の問題について審議します。

また、取締役会規程に基づき、定例の取締役会を月1回開催し、重要な事項について決定するとともに、取締役は、定期的に業務執行状況の報告を行います。

入札契約手続きについては、その透明性・公正性を高めるために、道路工事等の入札契約機関である支社毎に、外部有識者からなる入札監視委員会を設置します。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書の管理に関する規則を制定の上、文書又は電磁的媒体(以下「文書等」という。)に記録し、保存します。株主総会議事録及び取締役会議事録については、総務部において永年保存することとし、その他の取締役の職務執行に係る文書等についても、同規則に基づいて適正に保存・管理します。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

安全・安心・快適な高速道路の提供を使命とする道路事業者として、災害・事故をはじめ、国民的被害のおそれのある重大事象などのクライシス・リスクに対する危機管理体制を強化するため、担当取締役の下に危機管理を専門的に統括する職を置くとともに、迅速かつ的確な対処を行うための体制・要領などを整備します。

また、環境、コンプライアンス、情報セキュリティ、財務等に係るその他のリスクについても、それぞれの担当部署において規則等の制定、体制の整備、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うとともに、経営企画部においてグループ全体のリスクを組織横断的に統括します。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定例の取締役会を月1回開催し、重要事項について決定するとともに、取締役の職務執行状況を監督します。併せて、取締役会の機能強化と経営効率の向上のために、全取締役、本部長、執行役員等をメンバーとする経営会議を定期に開催し、重要事項について審議します。

また、当社グループ全体の執行方針の決定・共有のため、全取締役、執行役員、グループ会社の社長などをメンバーとするグループ全体会議も定期に開催します。なお、監査役は、これらの全ての会議に出席できるものとします。

また、執行役員制の導入により、意思決定・監督機能と執行機能を分離し、取締役のチェック機能を強化するとともに、職務の執行に関する権限と責任を明確にするための規程を制定します。また、グループ全体で企業ビジョンや経営方針などを共有するため、長期(5年)・中期(3年)・年度経営計画を策定し、社会・経済情勢などに応じ、臨機に見直しを行うとともに、経営管理システムを用いて業績管理を行います。

⑤使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人が法令、定款及び社会規範を遵守するために、倫理行動規範をはじめとするコンプライアンスに関する規程などを制定します。あわせて、コンプライアンスの徹底・知識向上を図るため、各部門が進めるコンプライアンスの取組みに対して、総務部が組織横断的に統括し、社内研修などの実施により、継続的な啓発・支援などを行います。

また、コンプライアンスに関する通報・相談を通じて法令や社内規程などの遵守、不祥事の未然防止などを図るため、社内相談窓口として「コンプラホットライン」、社外相談窓口として「コンプラ弁護士ホットライン」を設置し、安心して相談ができる環境を整えます。

⑥当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループとしての企業価値の最大化を図る観点から、グループ経営の基本方針を示すとともに、グループ各社の自主性を尊重しつつ、経営管理・業績評価を実施します。

また、グループ一体となったコンプライアンスの推進や、リスクマネジメントシステムの運用などにより、グループ全体のガバナンスを強化します。

監査部は、当社及び当社グループにおけるこれらの取組み状況を監査し、定期的に経営会議に報告します。

⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査業務を補助するため、監査役スタッフとして法律知識、税務・会計知識、技術関連知識を有する専任の使用人を必要数配置します。

また、監査を適正に行う上で高度な法律知識・能力、会計知識・能力などを特に必要とする場合にあっては、弁護士、公認会計士などの専門家を活用できるものとします。

⑧監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役スタッフは、特段の理由がない限り監査役直属であり、監査役の指揮命令に服するものとします。

また、その人事異動、人事評価、懲戒処分に関しては、常勤監査役の同意を必要とするものとします。

⑨取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、重要な施策の決定、取締役及び使用人の不祥事、重大な訴訟の提起、内部監査の実施状況などについて、定期又は臨時に監査役へ報告します。

また、監査役が、当社及び当社グループの重要会議に適宜出席できるようにするとともに、重要な決裁・報告などの重要書類を随時閲覧できるようにします。

⑩その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と代表取締役その他の取締役との間で、定期に意見交換を行います。特に、監査役の選任について、監査役会の有する提案権や同意権を尊重し、監査役と代表取締役との間で意見交換できる体制を整えます。

また、監査役と監査部及び会計監査法人並びに子会社の監査役が緊密な連携を図れるよう定期に意見交換を行います。

7.株式会社の支配に関する基本方針

特に記載すべき事項はありません。

8.その他株式会社の状況に関する重要な事項

特に記載すべき事項はありません。

附属明細書(事業報告関係)

1. 会社役員以外の会社の業務執行者との兼務状況の明細

事業報告 17 ページ「4(1)取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりです。

(注) 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率については表示単位未満の端数を四捨五入して、それぞれ表示しています。

貸借対照表

2013年3月31日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額		
(資産の部)			
I 流動資産			
現金及び預金		19,474	
高速道路事業営業未収入金		44,466	
未収入金		5,594	
未収収益		5	
短期貸付金		11,999	
有価証券		97,999	
仕掛道路資産		687,180	
商品		762	
原材料		563	
貯蔵品		652	
受託業務前払金		2,074	
前払金		247	
前払費用		184	
繰延税金資産		1,540	
その他		11,716	
貸倒引当金		△ 12	
流動資産合計			884,449
II 固定資産			
A 高速道路事業固定資産			
有形固定資産			
建物	1,963		
減価償却累計額	△ 527	1,435	
構築物	41,206		
減価償却累計額	△ 5,503	35,702	
機械及び装置	87,765		
減価償却累計額	△ 43,284	44,481	
車両運搬具	15,752		
減価償却累計額	△ 10,573	5,179	
工具、器具及び備品	5,677		
減価償却累計額	△ 3,543	2,133	
土地		228	
リース資産	54		
減価償却累計額	△ 43	11	
建設仮勘定		1,163	90,336
無形固定資産			3,665
B 関連事業固定資産			94,002
有形固定資産			
建物	35,658		
減価償却累計額	△ 7,585	28,073	
構築物	8,627		
減価償却累計額	△ 2,749	5,878	
機械及び装置	1,660		
減価償却累計額	△ 676	984	
車両運搬具	7		
減価償却累計額	△ 2	5	
工具、器具及び備品	387		
減価償却累計額	△ 160	227	
土地		108,961	
建設仮勘定		1,838	145,968
無形固定資産			433
C 各事業共用固定資産			146,401
有形固定資産			
建物	13,355		
減価償却累計額	△ 4,386	8,968	
構築物	1,311		
減価償却累計額	△ 672	639	
機械及び装置	5		
減価償却累計額	△ 3	1	
車両運搬具	12		
減価償却累計額	△ 11	0	
工具、器具及び備品	2,348		
減価償却累計額	△ 1,215	1,133	
土地		8,319	
リース資産	622		
減価償却累計額	△ 264	357	
建設仮勘定		89	19,509
無形固定資産			4,972
			24,481

科 目	金 額		
D その他の固定資産			
有形固定資産			
建物	268		
減価償却累計額	△ 73	194	
構築物	1		
減価償却累計額	△ 1	0	
土地		419	614
E 投資その他の資産			
関係会社株式		7,365	
関係会社出資金		50	
長期貸付金		43	
長期前払費用		2,713	
その他		1,918	
貸倒引当金		△ 168	11,922
固定資産合計			277,422
III 繰延資産			
道路建設関係社債発行費		1,209	
繰延資産合計			1,209
資 産 合 計			1,163,081
(負債の部)			
I 流動負債			
高速道路事業営業未払金		111,766	
1年以内返済予定長期借入金		23,039	
1年以内償還予定社債		15,000	
リース債務		167	
未払金		47,018	
未払費用		720	
預り連絡料金		1,892	
預り金		21,900	
受託業務前受金		2,421	
前受金		4,104	
前受収益		247	
賞与引当金		1,191	
ハイウェイカード偽造損失補てん引当金		80	
その他		3,850	
流動負債合計			233,400
II 固定負債			
道路建設関係社債		595,000	
道路建設関係長期借入金		80,000	
その他の長期借入金		2,366	
リース債務		320	
受入保証金		13,041	
退職給付引当金		51,719	
役員退職慰労引当金		37	
ETCマイレージサービス引当金		5,600	
ポイント引当金		23	
その他		386	
固定負債合計			748,495
負 債 合 計			981,896
(純資産の部)			
I 株主資本			
資本金			65,000
資本剰余金			
資本準備金		65,000	
その他資本剰余金		6,650	
資本剰余金合計			71,650
利益剰余金			
その他利益剰余金			
高速道路事業積立金	28,497		
別途積立金	15,401		
繰越利益剰余金	635	44,534	
利益剰余金合計			44,534
株主資本合計			181,185
純 資 産 合 計			181,185
負債純資産合計			1,163,081

損益計算書

2012年4月1日から2013年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額	
I 高速道路事業営業損益		
1 営業収益		
料金収入	497,373	
道路資産完成高	1,127,926	
その他の売上高	478	
	1,625,778	
2 営業費用		
道路資産賃借料	350,248	
道路資産完成原価	1,127,926	
管理費用	150,141	
	1,628,315	
高速道路事業営業損失		△2,536
II 関連事業営業損益		
1 営業収益		
受託業務収入	8,140	
休憩所等事業収入	14,101	
不動産賃貸収入	83	
その他の事業収入	592	
	22,917	
2 営業費用		
受託業務事業費	8,051	
休憩所等事業費	9,681	
不動産賃貸費用	33	
その他の事業費用	1,519	
	19,286	
関連事業営業利益		3,631
全事業営業利益		1,094
III 営業外収益		
受取利息		9
有価証券利息		72
受取配当金		568
物品売却益		0
土地物件貸付料		238
固定資産受贈益		141
雑収入		224
		1,255
IV 営業外費用		
支払利息		133
雑損失		33
		167
経常利益		2,182
V 特別利益		
固定資産売却益		43
		43
VI 特別損失		
固定資産売却損		1
固定資産除却損		70
		71
税引前当期純利益		2,154
法人税、住民税及び事業税	1,100	
法人税等調整額	471	
当期純利益		583

株主資本等変動計算書

2012年4月1日から2013年3月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本									純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主 資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利益剰余金			利益 剰余金 合計		
					高速道 路事業 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金			
2012年4月1日首残高	65,000	65,000	6,650	71,650	27,767	13,976	2,206	43,951	180,601	180,601
事業年度中の変動額										
高速道路事業積立金の積立					729		△729	—	—	—
別途積立金の積立						1,424	△1,424	—	—	—
当期純利益							583	583	583	583
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	729	1,424	△1,571	583	583	583
2013年3月31日期末残高	65,000	65,000	6,650	71,650	28,497	15,401	635	44,534	181,185	181,185

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

一 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

② 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

③ その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 仕掛道路資産

個別法による原価法によっております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

② 商品

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

③ 原材料、貯蔵品

主として最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

二 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 7年～50年

構築物 8年～60年

機械及び装置 5年～17年

また、日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

三 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) ハイウェイカード偽造損失補てん引当金

ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、合理的見積もり方法によって今後判明すると見込まれる被害額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(6) ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当事業年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。

(7) ポイント引当金

カード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当事業年度末における将来の使用見込額を計上しております。

四 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

道路資産完成高及び道路資産完成原価の計上には、「高速道路事業等会計規則」により工事完成基準を適用しております。

また、受託業務収入に係る工事契約については、当事業年度末までの進捗部分についての成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。

なお、平成21年3月31日以前に着手した工事については、請負金額が50億円以上の長期工事（工期2年超）については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

五 その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

（1）繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却しております。

（2）消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当会計年度の費用として処理しております。

六 表示方法の変更

損益計算書

前事業年度まで営業外収益の「雑収入」に含めて表示しておりました「固定資産受贈益」は、重要性が増したため、区分掲記しております。

なお、前事業年度における「固定資産受贈益」の金額は39百万円であります。

2. 貸借対照表に関する注記

一 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法第8条の規定により、下記の社債に係る債務に対して、当社の総財産を担保に供しております。

① 道路建設関係社債 610,000百万円（額面額610,000百万円）

② 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債に係る債務 1,040,000百万円

なお、上記の他、「資金決済に関する法律」及び「宅地建物取引業法」に基づく営業保証金として、「投資その他の資産 その他」509百万円を法務局に供託しております。

二 保証債務

下記の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券（国からの借入金、(独)日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く）に係る債務については、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構	3,931,818百万円
東日本高速道路(株)	7,336百万円
西日本高速道路(株)	31百万円
合 計	3,939,186百万円

(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を(独)日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。

① 日本道路公団から承継した借入金（国からの借入金を除く）については、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構 16,466百万円

② 当社が発行した社債及び調達した借入金については、以下のとおり連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構 1,505,990百万円

なお、上記引き渡しにより、当事業年度で道路建設関係社債が795,000百万円（額面額）、道路建設関係長期借入金386,150百万円減少しております。

三 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	2,066 百万円
長期金銭債権	101 百万円
短期金銭債務	41,353 百万円
長期金銭債務	4,255 百万円

四 有形固定資産の圧縮記帳額

国庫補助金の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 14 百万円であり、その内訳は以下のとおりであります。

高速道路事業固定資産	
機械及び装置	2 百万円
車両運搬具	4 百万円
関連事業固定資産	
建物	8 百万円
合 計	14 百万円

なお、国庫補助金の受入れによる圧縮記帳累計額は以下のとおりであります。

高速道路事業固定資産	
機械及び装置	3 百万円
車両運搬具	27 百万円
関連事業固定資産	
建物	8 百万円
合 計	39 百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
営業収益	14,096 百万円
営業費用	95,438 百万円
営業取引以外の取引による取引高	5,771 百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式	130,000,000 株
------	---------------

5. 税効果会計に関する注記

一 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	32 百万円
賞与引当金	449 百万円
ハイウェイカード偽造損失補てん引当金	30 百万円
退職給付引当金	18,304 百万円
ETC マイレージサービス引当金	1,977 百万円
その他	2,708 百万円
繰延税金資産小計	23,502 百万円
評価性引当額	△ 21,956 百万円
繰延税金資産合計	1,546 百万円
繰延税金負債	
その他	△ 5 百万円
繰延税金負債合計	△ 5 百万円
繰延税金資産の純額	1,540 百万円

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース取引開始日が平成 20 年 4 月 1 日より前に開始する事業年度に属するものは、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。

一 リース物件の取得原価相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得原価相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具、器具及び備品	—百万円	—百万円	—百万円

二 未経過リース料期末残高相当額	
1年内	一百万円
1年超	一百万円
合 計	一百万円

三 支払リース料及び減価償却費相当額	
支払リース料	20百万円
減価償却費相当額	20百万円

四 減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

7. 道路資産賃借料に係る未経過リース料期末残高相当額	
1年内	333,626百万円
1年超	16,154,908百万円
合 計	16,488,535百万円

(注) 1. 当社及び(独)日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができるとされております。

ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができるとされております。

2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入ー加算基準額)が加算されることとなっております。

また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額ー実績料金収入)が減算されることとなっております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

一 兄弟会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
主要株主(会社等)が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	なし	道路資産の借受	道路資産賃借料の支払(注1)	350,248	高速道路事業営業未払金	48,079
				高速道路事業営業未収入金(注2)		67	
			道路資産、債務の引渡及び借入金の連帯債務	道路資産完成高(注1)	1,127,926	前受金	2,602
				債務の引渡及び債務保証(注3)	1,181,150	—	—
			借入金の連帯債務	債務保証(注4)	3,931,818	—	—
				債務保証(注5)	341,306	—	—

(注) 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 当社及び(独)日本高速道路保有・債務返済機構との間で協議の上、協定を締結しております。
- 当社及び(独)日本高速道路保有・債務返済機構との協定において、実績料金収入が減算基準額を超えて下回った場合、道路資産賃借料が減算されることと規定されております。また、当社及び(独)日本高速道路保有・債務返済機構との協定については、前記「7. 道路資産賃借料に係る未経過リース料期末残高相当額」をご参照ください。
- 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を(独)日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しております。また、当社は、引き渡した債務について(独)日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。
- 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、(独)日本高

速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く)については、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)と連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。

5. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、(独)日本高速道路保有・債務返済機構に前事業年度までに引き渡した額のうち、16,466百万円については東日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)と連帯して、324,840百万円については当社単独でそれぞれ債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。

9. 一株当たり情報に関する注記

一株当たり純資産額	1,393.73 円
一株当たり当期純利益金額	4.48 円

10. 重要な後発事象に関する注記

(社債の発行)

当社は、以下の条件で普通社債を発行しました。

区分	中日本高速道路株式会社第49回社債
発行総額	金700億円
利率	年0.501パーセント
発行価格	額面100円につき金100円
払込期日	平成25年5月21日
償還期日	平成30年3月20日
担保	一般担保
資金の用途	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金

なお、上記の全ての社債に、以下の特約が付されております。

- ① 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の規定により、債券に係る債務が(独)日本高速道路保有・債務返済機構によって引き受けられた場合、同機構は、当社と連帯して当該債務を負うこととされております。
- ② 上記①に定める債務引受がなされた場合、本債券の債権者は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の規定により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構の総財産についても、担保に供されることとしております。
- ③ 上記②の先取特権の順位は、日本高速道路保有・債務返済機構債券の債権者の先取特権と同順位となるとされております。

(重要な契約の変更)

当社は、高速道路株式会社法第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第13条第1項の規定に基づき、平成18年3月31日付けで締結した「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」の一部を変更することを、平成25年5月17日開催の取締役会にて決議しております。

協定の相手	(独)日本高速道路保有・債務返済機構
変更時期	平成25年6月
変更内容	スマートIC及び東海環状自動車道(関広見～四日市北JCT)休憩施設の事業追加、新設・改築事業のうち第二東海自動車道横浜名古屋線(御殿場～引佐)、近畿自動車道尾鷲多気線(紀伊長島～紀勢大内山)、伊勢湾岸自動車道(東海JCT)、中央自動車道富士吉田線(都留IC)の事業費の見直し
変更による影響	計画料金収入及び道路資産賃借料が減額となる予定です。

連結貸借対照表

2013年3月31日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
(資産の部)		
I 流動資産		
1. 現金及び預金		24,930
2. 高速道路事業営業未収入金		44,463
3. 未収入金		7,274
4. 有価証券		98,275
5. 仕掛道路資産		685,664
6. たな卸資産		4,121
7. 繰延税金資産		2,681
8. その他		27,482
貸倒引当金		<u>△12</u>
流動資産合計		894,881
II 固定資産		
1. 有形固定資産		
(1) 建物	57,242	
減価償却累計額	<u>△15,156</u>	42,085
(2) 構築物	51,818	
減価償却累計額	<u>△9,156</u>	42,661
(3) 機械及び装置	89,884	
減価償却累計額	<u>△44,182</u>	45,702
(4) 車両運搬具	17,137	
減価償却累計額	<u>△11,710</u>	5,427
(5) 工具、器具及び備品	12,359	
減価償却累計額	<u>△7,122</u>	5,236
(6) 土地		119,842
(7) リース資産	1,581	
減価償却累計額	<u>△660</u>	920
(8) 建設仮勘定		<u>3,112</u>
有形固定資産合計		264,989
2. 無形固定資産		
		9,854
3. 投資その他の資産		
(1) 投資有価証券		5,444
(2) 繰延税金資産		1,805
(3) その他		6,070
貸倒引当金		<u>△261</u>
投資その他の資産合計		<u>13,060</u>
固定資産合計		287,903
III 繰延資産		
道路建設関係社債発行費		<u>1,209</u>
繰延資産合計		<u>1,209</u>
資 産 合 計		<u><u>1,183,994</u></u>
(負債の部)		
I 流動負債		
1. 高速道路事業営業未払金		93,588
2. 1年以内返済予定長期借入金		23,039
3. 未払金		59,806
4. 未払法人税等		1,269
5. 賞与引当金		2,865
6. ハイウェイカード偽造損失補てん引当金		80
7. その他		<u>30,599</u>
流動負債合計		211,250
II 固定負債		
1. 道路建設関係社債		595,000
2. 道路建設関係長期借入金		80,000
3. 長期借入金		2,366
4. 退職給付引当金		59,529
5. 役員退職慰労引当金		185
6. ETCマイレージサービス引当金		5,600
7. ポイント引当金		23
8. その他		<u>24,251</u>
固定負債合計		<u>766,957</u>
負 債 合 計		<u><u>978,207</u></u>

科 目	金 額
(純資産の部)	
I 株主資本	
1. 資本金	65,000
2. 資本剰余金	71,650
3. 利益剰余金	<u>66,487</u>
株主資本合計	203,138
II その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	<u>△2</u>
その他の包括利益累計額合計	△2
III 少数株主持分	<u>2,650</u>
純 資 産 合 計	<u>205,786</u>
負債純資産合計	<u>1,183,994</u>

連結損益計算書

2012年4月1日から2013年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額	
I 営業収益	1,681,015	
II 営業費用		
1. 道路資産賃借料	350,248	
2. 高速道路等事業管理費及び売上原価	1,267,113	
3. 販売費及び一般管理費	57,266	
営業利益	1,674,628	6,387
III 営業外収益		
1. 受取利息	100	
2. 土地物件貸付料	226	
3. 負ののれん償却額	338	
4. 持分法による投資利益	506	
5. その他	662	
営業外費用	662	1,834
IV 営業外費用		
1. 支払利息	136	
2. その他	46	
経常利益	46	183
V 特別利益		
1. 固定資産売却益	47	
2. 投資有価証券売却益	123	
3. 負ののれん発生益	339	
4. 段階取得に係る差益	16	
5. 保険解約返戻金	79	
6. その他	0	
特別損失	0	605
VI 特別損失		
1. 固定資産除却損	145	
2. 投資有価証券売却損	33	
3. 厚生年金基金脱退損失	83	
4. その他	5	
税金等調整前当期純利益	5	268
法人税、住民税及び事業税	3,335	
法人税等調整額	699	
少数株主損益調整前当期純利益	699	4,034
少数株主損失		11
当期純利益		4,352

連結株主資本等変動計算書

2012年4月1日から2013年3月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
2012年4月1日 期首残高	65,000	71,650	62,134	198,785
連結会計年度中の変動額				
当期純利益			4,352	4,352
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)				
連結会計年度中の変動額合計	-	-	4,352	4,352
2013年3月31日 期末残高	65,000	71,650	66,487	203,138

	その他の包括利益累計額		少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
2012年4月1日 期首残高	△41	△41	2,341	201,084
連結会計年度中の変動額				
当期純利益				4,352
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	38	38	309	348
連結会計年度中の変動額合計	38	38	309	4,701
2013年3月31日 期末残高	△2	△2	2,650	205,786

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

- ・ 連結子会社の数 21 社
- ・ 連結子会社の名称 中日本エクシス㈱、中日本エクストール横浜㈱、中日本エクストール名古屋㈱、中日本ハイウェイ・パトロール東京㈱、中日本ハイウェイ・パトロール名古屋㈱、中日本ハイウェイ・エンジニアリング東京㈱、中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋㈱、中日本ハイウェイ・メンテナンス東名㈱、中日本ハイウェイ・メンテナンス中央㈱、中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋㈱、中日本ハイウェイ・メンテナンス北陸㈱、NEXCO 中日本サービス㈱、中日本高速技術マーケティング㈱、(同)NEXCO 中日本インベストメント、㈱エイチ・アール横浜、㈱グランセルセイワサービス、中日本ハイウェイ・アドバンス㈱、中日本ロード・メンテナンス静岡㈱、中日本ロード・メンテナンス東京㈱、中日本ロード・メンテナンス東海㈱、中日本高速オートサービス㈱

中日本ハイウェイ・アドバンス㈱については、当社の子会社である中日本エクシス㈱が新設分割により 100%出資子会社として設立したことから、当連結会計年度より連結子会社に含めております。

中日本ロード・メンテナンス静岡㈱及び中日本ロード・メンテナンス東京㈱については、当社の子会社である中日本ハイウェイ・メンテナンス東名㈱が新たに株式を取得したことから、当連結会計年度より連結子会社に含めております。

(同)NEXCO 中日本インベストメントについては、当社の全額出資により設立したことから、当連結会計年度より連結子会社に含めております。

② 非連結子会社の名称等

- ・ 非連結子会社の名称 (株)ウェイザ、(有)ミズノ商事
- ・ 連結の範囲から除いた理由
非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の数及び主要な会社等の名称

- ・ 持分法適用の関連会社の数 14 社
- ・ 会社の名称 北陸高速道路ターミナル㈱、㈱高速道路総合技術研究所、㈱NEXCO システムズ、㈱NEXCO 保険サービス、ハイウェイ・トール・システム㈱、日本高速道路インターナショナル㈱、中日本施設管理㈱、日本ロード・メンテナンス㈱、㈱東京ハイウェイ、ティーシーメンテナンス㈱、㈱高速保全、中日本ロード・メンテナンス中部㈱、NHS 名古屋㈱、㈱アステック

② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

- ・ 会社の名称
(非連結子会社)
(株)ウェイザ、(有)ミズノ商事
(関連会社)
(株)章榮
- ・ 持分法を適用しない理由
持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

・満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

・その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

なお、組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品は全体を時価評価し、評価差額を当連結会計年度の損益に計上しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

・仕掛道路資産

個別法による原価法によっております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

・商品

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

・原材料、貯蔵品

主として最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

② 重要な固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	7年～50年
構築物	8年～60年
機械及び装置	5年～17年

また、当社が日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ. ハイウェイカード偽造損失補てん引当金

ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、合理的見積もり方法によって今後判明すると見込まれる被害額を計上しております。

ニ. 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

一部の連結子会社の過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年～13年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年～13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

ただし、一部の連結子会社においては、発生年度に一括して費用処理しております。

ホ. 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末支給額を計上しております。

ヘ. ETC マイレージサービス引当金

ETC マイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当連結会計年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。

ト. ポイント引当金

カード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当連結会計年度末における将来の使用見込額を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

イ. 繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却しております。

ロ. 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

道路資産完成高及び道路資産完成原価の計上には、「高速道路事業等会計規則」により工事完成基準を適用しております。

また、受託業務収入に係る工事契約については、当連結会計年度末までの進捗部分についての成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。

なお、平成 21 年 3 月 31 日以前に着手した工事については、請負金額が 50 億円以上の長期工事（工期 2 年超）については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

ハ. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

(4) 表示方法の変更

(連結損益計算書)

① 前連結会計年度まで特別利益の「その他」に含めて表示しておりました「固定資産売却益」及び「投資有価証券売却益」は、重要性が増したため、区分掲記しております。

なお、前連結会計年度における「固定資産売却益」の金額は 11 百万円、「投資有価証券売却益」の金額は 28 百万円であります。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法第 8 条の規定により、下記の社債に係る債務に対して、当社の総財産を担保に供しております。

① 道路建設関係社債 610,000 百万円（額面額 610,000 百万円）

② 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第 15 条の規定により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債に係る債務 1,040,000 百万円

なお、上記の他、「現金及び預金」3 百万円、「投資その他の資産 その他」519 百万円を担保に供しております。

(2) 保証債務

下記の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

① 日本道路公団等民営化関係法施行法第 16 条の規定により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券（国からの借入金、(独)日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く）に係る債務については、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構	3,931,818 百万円
東日本高速道路(株)	7,336 百万円
西日本高速道路(株)	31 百万円
合 計	3,939,186 百万円

② 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を(独)日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。

イ. 日本道路公団から承継した借入金(国からの借入金を除く)については、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構 16,466百万円

ロ. 当社が発行した社債及び調達した借入金については、以下のとおり連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構 1,505,840百万円

なお、上記引き渡しにより、当連結会計年度で道路建設関係社債が795,000百万円(額面額)、道路建設関係長期借入金が386,150百万円減少しております。

(3) 有形固定資産の圧縮記帳額

国庫補助金の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は14百万であり、その内訳は以下のとおりであります。

建物	8百万円
機械及び装置	2百万円
車両運搬具	4百万円
合 計	14百万円

なお国庫補助金の受入れによる圧縮記帳累計額は以下のとおりであります。

建物	8百万円
機械及び装置	3百万円
車両運搬具	27百万円
合 計	39百万円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

当連結会計年度の末日における発行済株式の数

普通株式 130,000,000株

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金調達については社債及び借入金による方針であり、調達実績における償還期間はいずれも10年以内となっております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

高速道路事業営業未収入金及び未収入金は、取引先の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主に譲渡性預金及びコマーシャルペーパーであり、資金運用目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク並びに市場価格の変動リスクに晒されております。

流動資産その他（短期貸付金）は、主に譲渡性預金及びコマーシャルペーパーの現先取引であり、資金運用目的で行っております。これらは、それぞれ取引先及び発行体の信用リスク、金利の変動リスク並びに市場価格の変動リスクに晒されております。

高速道路事業営業未払金及び未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

長期借入金は、当社が民営化に伴い日本道路公団から承継したものと及び会社資産の設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

道路建設関係長期借入金及び道路建設関係社債は、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する資金のうち、道路整備特別措置法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等により、（独）日本高速道路保有・債務返済機構に帰属することとなる道路資産に係る建設資金であります。変動金利による借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

高速道路事業営業未収入金及び未収入金については、各部署が取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制となっております。

有価証券及び投資有価証券は、主に資金運用目的で保有している譲渡性預金及びコマーシャルペーパーであり、社内規程に基づき格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

流動資産その他（短期貸付金）は、主に資金運用目的で行っている譲渡性預金及びコマーシャルペーパーの現先取引であり、社内規程に基づき格付の高い取引先及び発行体のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

道路建設関係長期借入金のうち、変動金利による借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、一部に一定の条件下で繰上償還ができる旨の条項を盛り込むなどして管理しております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券は、主に資金運用目的で保有している譲渡性預金及びコマーシャルペーパーであり、社内規程に基づき、確定利回りの商品に限定する、外貨建てのものを禁止するなどして市場リスクを管理しております。

流動資産その他（短期貸付金）は、主に資金運用目的で行っている譲渡性預金及びコマーシャルペーパーの現先取引であり、社内規程に基づき、確定利回りの商品に限定する、外貨建てのものを禁止するなどして市場リスクを管理しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が定期的に資金計画及び資金繰表を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動する場合があります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2013年3月31日現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含まれていません。(注2)参照

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	24,930	24,930	—
(2)高速道路事業営業未収入金	44,463	44,463	—
(3)未収入金	7,274	7,274	—
(4)有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	12,501	12,522	21
②その他有価証券	86,590	86,590	—
(5)流動資産その他(短期貸付金)	12,000	12,000	—
資産計	187,760	187,782	21
(1)高速道路事業営業未払金	93,588	93,588	—
(2)未払金	59,806	59,806	—
(3)未払法人税等	1,269	1,269	—
(4)道路建設関係社債(1年以内に償還予定の道路建設関係社債を含む)	610,000	618,761	8,761
(5)道路建設関係長期借入金(1年以内に返済予定の道路建設関係長期借入金を含む)	95,950	95,891	△58
(6)長期借入金(1年以内に返済予定の長期借入金を含む)	9,455	9,512	56
負債計	870,071	878,830	8,759

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。また、満期のある預金については、短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(2) 高速道路事業営業未収入金、(3) 未収入金及び(5) 流動資産その他(短期貸付金)

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券のうち、譲渡性預金については、短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。また、満期保有目的の債券及び上記以外のその他有価証券については、取引所の価格によっております。

負 債

(1) 高速道路事業営業未払金、(2) 未払金及び(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価が帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 道路建設関係社債(1年以内に償還予定の道路建設関係社債を含む)

市場価格に基づき算定しております。

(5) 道路建設関係長期借入金(1年以内に返済予定の道路建設関係長期借入金を含む)及び(6) 長期借入金(1年以内に返済予定の長期借入金を含む)

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品については、全体を時価評価し、その他有価証券に含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	保有目的	連結貸借対照表計上額
非上場株式	子会社及び関連会社株式	4,498
	その他有価証券	129

これらについては、市場価格がなく、かつ将来のキャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産(4)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

5. 賃貸等不動産に関する注記

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価
賃貸等不動産	5,607	5,024
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	133,604	118,485

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む)であります。

6. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,562.58円
1株当たり当期純利益金額	33.48円

7. 重要な後発事象に関する注記

(株式取得による連結子会社化)

当社の子会社である中日本ハイウェイ・メンテナンス北陸㈱は、当社が行う高速道路の維持修繕業務について、合理的に実施することを目的として、㈱アステックの株式を取得し、連結子会社としました。

株式取得した会社の名称	㈱アステック
事業の内容	当社が管理する高速道路の維持修繕業務
規模	資産 2,055百万円 負債 158百万円 純資産 1,897百万円 (平成25年3月31日現在)
株式取得の時期	平成25年5月20日
取得した株式の数	18,900株
取得価額	47百万円
取得した議決権比率	17.3%
取得後の議決権比率	50.5%

(社債の発行)

当社は、以下の条件で普通社債を発行しました。

区分	中日本高速道路株式会社第49回社債
発行総額	金700億円
利率	年0.501パーセント
発行価格	額面100円につき金100円
払込期日	平成25年5月21日
償還期日	平成30年3月20日
担保	一般担保
資金の用途	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金

なお、上記の全ての社債に、以下の特約が付されております。

- ① 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の規定により、債券に係る債務が(独)日本高速道路保有・債務返済機構によって引き受けられた場合、同機構は、当社と連帯して当該債務を負うこととされております。
- ② 上記①に定める債務引受がなされた場合、本債券の債権者は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の規定により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構の総財産についても、担保に供されることとしております。
- ③ 上記②の先取特権の順位は、日本高速道路保有・債務返済機構債券の債権者の先取特権と同順位となるとされております。

(重要な契約の変更)

当社は、高速道路株式会社法第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第13条第1項の規定に基づき、平成18年3月31日付けで締結した「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」の一部を変更することを、平成25年5月17日開催の取締役会にて決議しております。

協定の相手	(独)日本高速道路保有・債務返済機構
変更時期	平成25年6月
変更内容	スマートIC及び東海環状自動車道(関広見～四日市北JCT)休憩施設の事業追加、新設・改築事業のうち第二東海自動車道横浜名古屋線(御殿場～引佐)、近畿自動車道尾鷲多気線(紀伊長島～紀勢大内山)、伊勢湾岸自動車道(東海JCT)、中央自動車道富士吉田線(都留IC)の事業費の見直し
変更による影響	計画料金収入及び道路資産賃借料が減額となる予定です。

独立監査人の監査報告書

平成25年5月30日

中日本高速道路株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 安田 豊 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高橋 浩彦 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 水野 大 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、中日本高速道路株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成25年5月30日

中日本高速道路株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 安田 豊 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高橋 浩彦 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 水野 大 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、中日本高速道路株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中日本高速道路株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2012年4月1日から2013年3月31日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告します。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告に記載のとおり、トンネル天井板落下事故について、その原因の究明に協力しつつ、グループを挙げて再発防止と安全性向上に向けての取組みの強化が図られていることを確認しており、引き続きその推移を注視してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2013年6月6日

中日本高速道路株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 伊藤 孝一郎 ㊟

常勤監査役 田宮 道衛 ㊟

社外監査役 神尾 隆 ㊟

社外監査役 富山 和彦 ㊟

中日本高速道路株式会社

第 8 回 定 時 株 主 総 会

(決議事項)

第 1 号議案	剰余金の処分の件	P 1
第 2 号議案	取締役 2 名の選任の件	P 2
第 3 号議案	退任役員に対する慰労金の贈呈の件	P 3

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の剰余金の処分につきましては、下記のとおり、関連事業に係る利益については、将来投資への備えなど、財務基盤の強化のために「別途積立金」として積み立て、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成一六年六月九日法律第百号)第十二条第一項第七号の規定に基づく、会社努力の費用の縮減による助成金に係る利益については、繰越利益剰余金とさせていただきたいと存じます。

なお、当期業績を踏まえ、高速道路事業に係る損失については、高速道路事業積立金の一部を取り崩すこととさせていただきたいと存じます。

また、高速道路の安全性向上に資する施策に充てることを目的として、「安全性向上積立金」を設けることとし、高速道路事業積立金の一部からこれに充当することとさせていただきたいと存じます。

【剰余金の処分に関する事項】

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

安全性向上積立金	12,000,000,000 円
別途積立金	2,488,897,635 円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

高速道路事業積立金	13,905,381,848 円
繰越利益剰余金	583,515,787 円

(注) 安全性向上積立金、高速道路事業積立金及び別途積立金の取崩しを行う場合は株主総会の決議によります。

第2号議案 取締役2名の選任の件

取締役吉川良一氏、中山啓一氏は、第8回定時株主総会の終結の時をもって辞任したい旨の申し出がありましたので、取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者の猪熊康夫氏、森下憲樹氏は、取締役吉川良一氏、中山啓一氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任する取締役吉川良一氏、中山啓一氏の任期の満了する時（2013<平成25>事業年度に関する定時株主総会終結の時）までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
1	いのくま やすお 猪熊 康夫 (昭和30年4月19日生)	昭和55年4月 日本道路公団 入社 平成18年2月 中日本高速道路株式会社 中部 地区 建設事業部長 平成19年7月 同 企画本部 技術開発部長 平成22年6月 同 執行役員 八王子支社長 平成23年6月 同 執行役員 名古屋支社長 現在に至る	0株
2	もりした のりき 森下 憲樹 (昭和33年1月29日生)	昭和56年4月 建設省 採用 平成17年9月 国土交通省 大臣官房地方課長 平成20年7月 同 総合政策局 安心生活政策課 長 平成21年7月 同 都市・地域整備局 総務課長 平成22年8月 同 大臣官房審議官 平成23年4月 同 北陸地方整備局 副局長 平成24年4月 一般財団法人 建設経済研究所 総括研究理事 現在に至る	0株

第3号議案 退任役員に対する慰労金の贈呈の件

第8回定時株主総会終結の時をもって、取締役を退任されます吉川良一氏及び中山啓一氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内において慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、笹子トンネル事故による社会情勢等を踏まえ支給を留保することとし、具体的金額及び支給時期については取締役会にご一任いただきたく存じます。

退任されます取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
吉川 良一	平成20年6月25日 当社取締役 平成24年6月27日 当社代表取締役 現在に至る
中山 啓一	平成22年9月16日 当社取締役 現在に至る